処分基準整理票

処分の内容	国民健康保険一部負担金の減免の取り消し
根拠法令及び条項	国民健康保険法第44条第1項

有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)

無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)

公表 する しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)

【内容】(処分基準を公表する場合のみ記載すること。)

那覇市国民健康保険一部負担金の減免に関する取扱要綱

(一部負担金の減免の取消し)

処分基

- 第7条 市長は、一部負担金の減免の措置を受けた世帯が、次の名号のいずれかに該当する場合は、その措置を取り消し、一部負担金を一時に徴収することができる。
 - (1) 資力その他の事情の変化により、一部負担金の減免の適用が不適当と認められるとき。
 - (2) 偽りの申請その他不正な方法により、一部負担金の減免の措置を受けたと認められるとき。
- 2 前項の場合においては、市長は直ちに一部負担金の減免を取消した旨及び 取消しの年月日を保険医療機関に通知するとともに、被保険者が取消しの 日の前日までの間に、減免によりその支払いを免れた額を世帯主に返還さ せるものとする。

処 分 基 準 設定年月日	平成15年10月1日 処 分 基 準 最終変更年月日 平成21年8.	月1日
所管部署	健康部国民健康保険課	
備考		

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要が ない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。